平成２７年（フ）第１７７号
兵庫県宝塚市平井山荘21番10号
債務者　中川惠美子
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第７９号
広島県江田島市江田島町小用１丁目７番１号
債務者　川村　晃一
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第８５号
広島県呉市広文化町６番39号　203号室
債務者　畑野　朱音
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第１５１号
北海道釧路郡釧路町昆布森３丁目53番地１
債務者　中井　史岳
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第６６号
山口県周南市大字栗屋596番地の２
債務者　小林　幸治
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第６７号
山口県周南市大字栗屋596番地の２
債務者　小林ひとみ
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第１２１２号
名古屋市名東区天神下125番地　市営天神下荘３棟309号
債務者　大海みさき
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５８５号
神戸市須磨区菅の台５丁目３番地10号棟104号
債務者　杉田　和彌
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６０５号
神戸市垂水区学が丘２丁目１番420―401号、従前の住所兵庫県芦屋市若葉町６番１―1623号
債務者　元長　博文
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８８号
川崎市高津区坂戸３丁目20番19号　遠藤方、前住所川崎市高津区末長1279番地１　イルパルコ　204
債務者　細谷　みよ
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３２４号
川崎市川崎区桜本１丁目19番２号　ソラ109
債務者　大谷　英保
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３４７号
川崎市川崎区駅前本町18番地１　メルスサイトー　701
債務者　島田多惠子
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３５０号
川崎市多摩区三田４丁目８番地２　８―406
債務者　高橋　浩平
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３５１号
川崎市幸区南加瀬３丁目21番９－１号
債務者　熊谷　裕紀（旧姓小田部）
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３７１号
川崎市中原区上平間1700番地　いわい荘　２Ｆ
債務者　高松　利一
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４０５号
川崎市川崎区大師駅前２丁目８番13号　ＬＡＶＥＲＳ　ＤＡＩＳＨＩ　101
債務者　蝦名　裕太
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４０９号
川崎市多摩区生田３丁目15番10―101号
債務者　川島美弥乃
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係